

三市職労第 237 号
2025年 5月29日

三田市長 田村 克也 様

三田市職員労働組合
執行委員長 池本 能



職員の福利厚生・勤務条件に関する要求書

私たちは、組合員の福利厚生・勤務条件に関する問題について職場討議を行い、その要求について下記のとおり決定しました。

近年の財政難等を口実にした正規職員の減、会計年度職員の増や業務の外部委託等による調整事項、減少しない業務量から正規職員の負担は増えています。思い切った業務削減をしないと職員は疲弊し市民にも中途半端な政策で迷惑がかかるのではないのでしょうか。働く者が活き活きと事務をこなしてこそよりよい市民サービスが提供できるものと考えており、もう少し労働者への配慮を頂きたいと思います。

貴職におかれましては、この私たちの切実な要求を十分認識され、6月9日までに文書により誠意ある回答を示されるよう要求します。

記

- 1 労働基本権を保障し、勤務労働条件に関することは、全て団体交渉で確認すること。また、労使確認事項については、誠意を持ってその履行につとめること。
- 2 定年退職者の正規補充および定数を定める職場の欠員補充については正規採用を行い、諸権利が行使できる人員配置を行なうこと。
- 3 業務委託ならびに指定管理者制度等の導入にあたっては十分な事前協議を行い、労使合意の上実施すること。
- 4 時間外勤務ならびに職場の業務実態を把握し、全庁的な業務の縮減に向け対応すること。また、労使確認している超過勤務月/40時間の取り組みの充実を図り、超過勤務を縮減できない場合は早急に人的措置により改善を行うこと。
- 5 権限委譲、法・制度改正等に伴うものを始め、新規事業について早急に明らかにし、業務量に見合った適切な人員配置を行なうこと。
- 6 療養休暇、産前・産後休暇および育児休業等に対して代替要員を確保すること。
- 7 心の健康管理においてケアやフォローをする体制等の充実を図ること。特に療養休暇後の対応について個人の病状にあわせ柔軟に取り扱うこと。
- 8 別紙、職場要求について、現状の問題として認識し2026年度からの改善に向けて職場別検討委員会を開催し、問題解決を図ること。

以上